公益財団法人髙梨学術奨励基金

令和6年度　特定研究助成　公募要項

1. 特定研究助成部門設置の主旨・目的

当財団は昭和48年に設立され、平成25年に公益財団法人に指定されました。それに伴い新設された部門で主旨は以下の通りです。
若手研究助成部門は、1年間の研究を対象とし少額であっても出来るだけ多くの方に助成する事が主旨ですがその金額だけで完了する研究は少なく、必要資金の一部を提供するに止まっておりました。
そこで、特に優れた研究に限り、その研究の全て、更にはその成果の刊行費用をも含めて助成する事を目的として設けました。
3年間で総額500万円としたのも、この主旨によるものです。
但し、研究の進捗状況を毎年、報告していただき、その状況によっては助成を打ち切らせていただく場合があります。

2. 助成対象

(1) 歴史学(考古学、文献史学＜絵巻等の視覚史料を含む＞、及び美術史)とそれに関連する分野調査研究
文献史学は、日本を中心とした調査研究を主な対象とします。又、美術史にあっては、日本を含む東洋の陶磁、工芸、絵画、彫刻、書跡などの調査研究を主な対象としますが、日本の伝統工芸史分野の調査研究も対象として考慮します。

(2) 文明興亡史の調査研究
世界諸文明につき、興亡の展開を探究した上で、それを基に現代社会の将来展望を考察する調査研究を対象とします。

(3) 当財団が推薦する調査研究テーマ
令和6年度は「当財団が推薦する調査研究テーマ」は設けません。

3. 助成対象研究期間

(1)単年度助成(令和6年4月1日～令和7年3月31日の間とします。)
(2)複数年度助成(令和6年4月1日～最長3年(令和9年3月31日)の間とします。)
※原則3年以内の複数年度助成を行うことを初年度に決定いたしますが、単年度ごとに 進捗評価を行います
その結果、進捗が計画と著しく乖離している場合は、その実情を勘案して選考委員会が次年度助成の可否を決定いたします。
※不測の事態により、調査研究が困難となった場合は速やかに事務局までご連絡下さい。
不測の事態とは、パンデミックの発生、調査研究対象地の政情不安 等を言う

4. 応募資格・要件

(1) 日本国籍を有する者。
(2) 過去に当財団の助成(若手研究、特定研究、刊行助成)を受けている者は、対象の調査研究が終了し、成果報告並びに会計報告が期限までに提出されること。
(3) 若手研究助成並びに特定研究助成、刊行助成の重複申請は認めておりません。
※重複申請をした場合、いずれの申請も選考対象とはなりませんのでご注意ください。

5. 助成金の概要

(1) 1件あたり最長3年間の総額は500万円を上限とし、1年目(令和6年度)は1件あたり150万円とします。
(2) 使途は、研究に直接係わる費用を想定しています。
パソコン、デジタルカメラ等の機材購入費や、旅費 等については節度ある申請をして下さい。
(3) 助成金の支給は単年度毎とします。

6. 結果の発表

助成対象者は、選考委員会の審査を経て、理事会にて決定した後、令和6年2月29日前後に応募者宛、個々に採否をメールにて通知します。
助成金の交付は令和6年4月中旬頃の予定です。
※審査の過程及び結果についての質問には応じられません。

7. 助成対象者の義務

（1）調査研究成果を発表する場合、当財団より助成を受けたことを明記及び明言すること。

（2）イ. 単年度（1年）助成の場合 ： 令和7年4月15日までに、助成を受けた調査研究の「成果報告書」及び 助成金使途の領収証又はレシートを添えた「会計報告書」を提出すること。

ロ. 複数年度助成の場合 ： 各経過年度の2月25日までに「調査研究進捗報告書」（最終年度の提出は不要）、また最終年度にあっては、最終助成金交付の翌年4月15日までに、助成された調査研究 の「成果報告書」、及び各年度ごとに助成金使途の領収証又はレシートを添えた「会計報告書」を提出すること。

上記の各報告書提出の詳細については上記6. の結果の発表時に採択者へご案内いたします。

なお、「調査研究進捗報告書」、「成果報告書」の扱いについては、下記**10. 年報**を参照してください。

8. 公募期間

令和5年10月1日～令和5年10月31日

9. 応募方法

次の通り電子メールによる応募（申請）を基本としております。

なお、当方法によることができない場合は下記**12.** の事務局までお問い合わせ下さい。

（1）所定の「特定研究助成申請書一式」を下記**12.** の「公益法人情報公開共同サイト」から取得願います。

この「特定研究助成申請書一式」には「推薦書※1（ご推薦がある場合のみ提出）」を含みます。

※1共同研究者及び当財団の評議員・理事・監事・選考委員は推薦人になれません。

（2）パソコンにより(1)の申請書一式に必要事項を入力後（押印不要）、Wordのままメール（申請書記載のメールアドレスから）にて下記**12.** のメールアドレス宛に添付送信 願います。（令和5年10月31日必着）

推薦書がある場合は、推薦者から直接、事務局のメールアドレス宛に送信願います。

（3）（2)の送信について、事務局にて申請書受信後、令和5年11月10日までに確認（応募受付完了）の返信を致します。

返信がない場合は下記**12.** の事務局にメールにて令和5年11月15日までにお問い合わせ願います。

（注）イ. 同一の調査研究を、「若手研究助成」及び「特定研究助成」両方に併願出来ません。

ロ. 申請に係る書類等は返却いたしません。

10. 年報

当財団は年度ごとに「年報」を作成しています。研究者全員の「成果報告書」はそのまま、及び刊行助成を受けた方からの「刊行物の概要」を掲載し、国会図書館、国公立大学、私立大学、博物館、美術館、 研究機関、及び当財団の関係者（役員、選考委員、相談役等）、関係機関に配布します。

11. 個人情報の取り扱い

（1）当財団がこの助成申請に関して取得する個人情報は、選考作業や選考結果の通知など本申請に関する業務及び当財団の事業や助成に関する情報の提供に必要な範囲に限定して取り扱います。

（2）当財団は、上記6. 助成対象者が決定した場合、助成対象者に関する（1）の個人情報及び上記成果報告書 、研究内容説明会の写真を当財団の年報等に掲載するなど一般公開いたします。

（3）個人情報に関する窓口：下記12.の事務局

12. 申請・問合せ先（基本 Mail にて、問い合わせ願います。）

〒108－0023 東京都港区芝浦2－14－4 オアーゼネクサス芝浦 2F

公益財団法人髙梨学術奨励基金　事務局

Mail ：p.f.takanashi@marujin.co.jp

URL：http://www.disclo-koeki.org/06a/00848/index.html（公益法人情報公開共同サイト）

以上